## 金和6・7年度 都立青井高等学校体育施設開放につけて

青井高校では、令和6・7年度にグラウンド及びテニスコート(以下「体育施設」という。) を開放致します。体育施設の利用を希望される団体は、下記要領にて「都立学校施設 使用団体登録申請書」及び「登録団体構成表」を提出してください。

記

- 1. 団体の要件
- ・主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された 10 名以上の団体
- ・指導統括を行う20歳以上の責任者がいること
- アマチュア活動を目的とし、営利を目的としないこと
- ・団体の運営が組織的・計画的に行われ、定期的に活動していること
- 2. 対象種目 サッカー・軟式野球・テニス

⇒受付期間を過ぎたものについては受付けません (郵送については2月2日消印有効)。

4. 提出方法

「団体登録申請書」及び「登録団体構成表」を上記受付期間中に ①郵送、②窓口持参(平日 9 時~17 時)、③オンライン申請 (https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=16 75225374319)のいずれかにより提出してください。 (1月26日(金)は入学者選抜のため学校内立入禁止となります。)

5. 提出先

〒120-0012 東京都足立区青井 1-7-35 都立青井高等学校経営企画室 TEL:03-3848-2781

6. 登録団体の承認

開放事業運営委員会の審査を経て登録団体の承認をいたします。 応募多数の場合は抽選となります。結果については団体責任者宛に 通知いたします。なお承認された団体は、本校で開催する説明会(3 月に実施予定)にご出席ください。

7. 登録有効期間

2年間(令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

- 8. その他
- ・令和6年度の体育施設の開放日等については、校内調整中です。3 月に開催する説明会で日程を公表し、使用日の抽選を実施する予定です。
- ・登録団体については、本校で定めた「開放施設の使用に関するきまりを承諾したものとみなします。違反があった場合は、当該団体の登録を取り消すことがあります。

問合せ先:都立青井高等学校 経営企画室 ☎03-3848-2781